

(仮称)福島沿岸部風力発電構想
計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、福島県及び東京ガス株式会社によって構成された福島県沿岸部風力発電環境アセスメントコンソーシアムが、福島県南相馬市、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町及び双葉郡浪江町において、最大で総出力525,000kWもの大規模な風力発電事業を実施するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものであることに加え、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指した「福島新エネ社会構想」に関連する事業であり、震災からの復興支援や地元振興への貢献が期待されている。

一方、本事業の事業実施想定区域は避難指示区域を含んでいることから、生活環境等への影響が原因となって復興が妨げられることがないよう、国による中間貯蔵施設の整備や廃棄物処理の事業の実施にも留意しつつ、事業計画の具体化にあたり慎重な検討が必要である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び住民への説明

事業実施に当たっては、復興や今後の地域利用の方向性を踏まえた事業計画の内容及び放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物等の処理等について、地元自治体を含む関係機関等と十分に協議及び調整するとともに、避難中の住民を含む、住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても十全を期すこと。

(2) 事業計画の具体化における留意事項

福島県が、今後、事業者の選定及び指導等を通じて本事業に適切に関与するとともに、震災からの復興や地域利用の方向性の検討及び関係機関等との調整に十全を期すこと。また、それらを踏まえ、将来帰還する人も含めた住民の生活環境、自然環境に支障を与えないよう事業計画を慎重に検討すること。なお、事業実施までに長期間を要する場合は、事業実施区域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

対象事業実施区域の設定に当たっては、事業実施想定区域からの絞り込みに際しての検討経緯を明確にするとともに、検討の結果、重大な環境影響が避けられない区域については、対象事業実施区域から除外すること。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の柔軟な見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響と今後の環境影響評価図書の作成

今後、複数の事業に分割されることが想定されており、また、周辺において他事業者による複数の風力発電所が設置済み又は環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、事業者は引き続き協働して累積的な影響について適切に予

測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

また、分割後に、方法書以降の環境影響評価図書を作成する場合には、いずれの図書においても、本配慮書の内容を踏まえるとともに、本環境大臣意見を勘案した環境影響評価法第3条の6の経済産業大臣意見が述べられたときにはこれを勘案すること。

2. 各論

(1) 騒音等及び風車の影について

本事業の実施により、事業実施想定区域及びその周辺において、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、復興や地域利用の方向性を踏まえ、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、最新の知見等に基づき、騒音に係る環境基準等を達成するよう、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、影響を回避又は極力低減すること。

(2) 一般環境中の放射性物質について

本事業の実施により土地の改変、森林の伐採、工事用資材等の搬出入等を行った場合、放射性物質を含む粉じんの飛散又は降雨等による表土の流出のおそれがある。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等及び工事計画の検討に当たっては、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」（平成27年3月、環境省）等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、放射性物質の拡散・流出を回避又は極力低減すること。その上で、土地の改変や森林の伐採等に伴う残土や廃棄物の発生が極力抑制されるよう環境保全措置をあらかじめ検討するとともに、残土や廃棄物が発生する場合には、事業者においてその処理計画をあらかじめ明らかにすること。

(3) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域及びその周辺には、県立自然公園、県指定鳥獣保護区及び自然環境保全地域等に指定された保全区域が存在しているほか、重要なガン・カモ類の越冬地、自然度の高い植生及び特定植物群落等の重要な自然環境が存在していることから、本事業の実施により、これらの重要な自然環境への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、関係機関及び専門家等からの助言を踏まえ、重要な動物、植物及び生態系への影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、重要な動植物の生息・生育地の改変を回避するとともに、保全区域の改変を可能な限り回避すること等により、影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、関係機関及び専門家等からの助言、地域住民やその他の利用者の意見並びに復興や地域利用の方向性を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、景観資源等の直接改変を回避すること等により、重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。